

平成27年度奈良県食品衛生監視指導計画の概要

食品衛生法第24条の規定により、平成27年度奈良県食品衛生監視指導計画を策定します。

1 目的

食品衛生を確保することにより、県民の健康の保護を目的とします。

2 実施対象

奈良市を除く奈良県内全域

3 実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間

4 実施にあたっての基本的方向

(1) 食品営業施設への監視指導の充実を図ります。

各業種別に過去の食中毒の発生状況、製造・販売される食品の流通実態及び施設の管理状況などを考慮して、監視の重要度の高い業種または業態別にランク分けを行い、標準監視指導回数を定め、監視指導を実施します。また、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末及び観光地についても監視指導を重点的に実施します。

(2) 食品の試験検査の実施に努めます。

食品等検査実施計画を定め、食品等の検査及びその結果に基づく事後措置を適正に実施することにより、衛生的かつ安全な食品等の提供を確保します

(3) 食品に起因する健康危害の防止及び食中毒発生時の迅速な対応に努めます。

上記の監視指導及び試験検査を徹底することにより、。飲食に起因する衛生上の健康危害を未然に防止します。また、平常時はもとより、休日及び夜間における健康危機管理体制を確保し、食中毒発生時には関係部局と連携を取りながら迅速かつ的確な調査を実施します。さらに、再発防止のため、原因究明の調査を図ります。

(4) 食品等事業者による自主衛生管理及びHACCP手法の導入を促進します。

食品等事業者に対し、条例及び奈良県食品衛生法施行細則第3条(管理運営基準)に基づく衛生管理の徹底を図ります。また、食品等の安全性確保には、HACCPの概念を取り入れた衛生管理が有効なことから、食品等事業者にHACCP手法の導入の普及啓発を積極的に推進するとともに、HACCP導入型基準を採用もしくは採用を検討する事業者への助言・指導を行います。

(5) 県民への情報提供と意見交換等を実施します。

食中毒事件等発生時には速やかに公表し、県民への情報提供をします。また、リスクコミュニケーションを通して、常に最新の情報の発信と意見交換に努めます。

5 実施体制

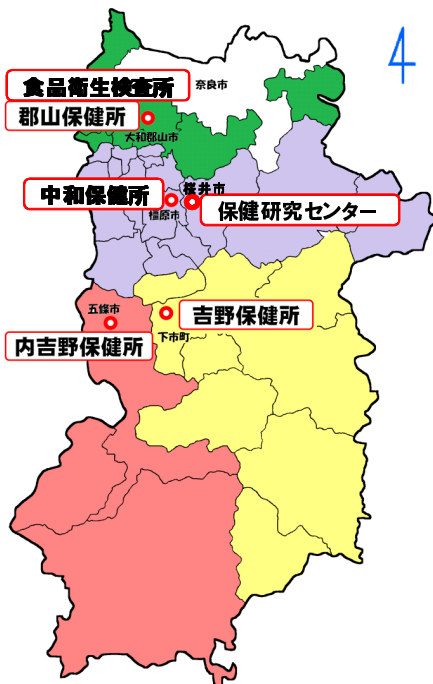
- (1) 県内の4保健所(中和、郡山、吉野、内吉野)及び食品衛生検査所の食品衛生監視員、と畜検査員及び食鳥検査員が、施設及び食品等事業者に対し直接、監視指導を実施します。
- (2) 県内の2カ所の食品衛生検査施設(保健研究センター、食品衛生検査所)が食品に係る試験検査を実施します。
- (3) 暮らし創造部消費・生活安全課が監視指導計画の策定、県民への食品衛生に関する情報提供や公表及び国、地方自治体及び県庁内関係部局等との連絡調整を実施します。

6 昨年度計画からの主な変更点

- (1) 食品等事業者は、従来からの管理運営基準の他に、HACCP導入型基準を選択できるようになることから、HACCP手法の導入促進及び助言・指導の文言を追加しました。(計画本文p.1、p.9)
- (2) 平成27年2月16日に葛城保健所と桜井保健所が統合し、中和保健所となりましたので、組織の表記を修正しました。(計画本文p.2)
- (3) 食品表示法の施行に伴い、連携の部分について、文言を修正しました。(計画本文p.3)
- (4) 重点的に監視指導を実施すべき項目について、近年の食中毒発生状況をふまえ、文言を修正しました。(計画本文p.5)
- (5) 従来からの網羅的な監視・検査から、HACCP手法をはじめとする重点的な監視・検査体制への転換を図るため、監視・検査件数の修正をしました。(計画本文p.11-13)

参考

各保健所と食品衛生検査施設



関係機関の連携体制

